

「北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」(案) 概要について

1 趣旨

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第44号)により、「貧困ビジネス」への規制の強化を図るため、社会福祉法の一部が改正され(令和2年4月1日施行)、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について、厚生労働省の基準省令に基づき、各都道府県が条例を定めることとされました。

令和元年8月19日に公布された基準省令に基づき、道における条例の素案を取りまとめ、パブリックコメントにより広く道民のご意見を募集しましたが、ご意見等はなかったところです。

これまでの経過を踏まえ、今般、北海道社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会の委員の皆様、道の条例の素案についてご意見等を伺うものです。

なお、札幌市、函館市及び旭川市においては、それぞれの市が制定する条例が適用になりますので、今回制定する条例の適用から除かれます。

2 厚生労働省の基準

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)

3 素案の概要

道の条例においては、無料低額宿泊所の設備及び運営について、基準条例の内容を基本的に取り入れることとした上で、一部の内容については、次のとおり道独自の基準を追加して定めることとします。

主な基準の内容

項目	基準の内容	
	国の基準	道の基準
非常災害対策	非常災害に対する具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、職員への定期的な周知、避難訓練等の定期的な実施 [※自然災害対策が明文化されていない]	北海道においては、地震・津波等の自然災害を想定した自然災害に対する非常災害対策の実施について、条例により明文化する。
上記以外	施設の規模、設備、職員配置、勤務態勢、施設の衛生管理、入居者の金銭管理、事故発生時の対応等	国の基準どおり

※ その他必要な経過措置を設ける。

4 素案

別紙のとおり

5 今後のスケジュール

- 令和元年11月 第4回北海道議会定例会へ条例案を提案予定
- 令和2年4月1日施行予定

6 参考資料

- 社会福祉法(昭和26年法律第45号)～抜粋
- 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)～官報